

第 10 号

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例

熊本県立図書館設置条例（昭和26年熊本県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（こども本の森熊本）

第4条 子どもの豊かな感性と創造力を育む読書の機会を提供するため、図書館にこども本の森熊本を置く。

2 こども本の森熊本に、こども本の森熊本館長を置く。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（提案理由）

こども本の森熊本の設置に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。